緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

由布市よりお知らせ

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1　支給対象世帯

◆緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/８月までに借り終わる世帯
・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

◆上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■ 世帯収入が、①＋②の合計額を超えないこと

①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
②生活保護の住宅扶助基準額

■ 資産が、上記①の６倍以下（ただし100万円以下）

	①収入要件 基準額	②住宅扶助 基準額	合　計
単身世帯	78,000円	26,600円	104,600円
2人世帯	115,000円	32,000円	147,000円
3人世帯	140,000円	34,600円	174,600円

■今後の生活の自立に向けて、下記の活動を行うこと

・**公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動**を行うこと

2　支給額・支給期間

月額の支給額　支給期間：３か月間　※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	**６万円**
２人世帯	**８万円**
３人以上世帯	**10万円**

3　支給のための手続き・問い合わせ

申請は７月１日以降になります。

- ▶ お住まい地域の由布市社会福祉協議会への申請が必要です。
  申請方法は、申請窓口に直接または郵送でご提出いただきます。
- ▶ 支給期間中は、毎月必ず求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては支給中止となる場合があります。
- ▶ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請をご案内する事があります。
- ▶ 申請書に必要な書類等は、下記の特設ホームページでご案内。

申請者 → （１）申請書類の提出（窓口に直接または郵送提出） → お住まいの地域の由布市社会福祉協議会

＊申請時に必要な書類
・本人及び世帯構成の確認書類　・再貸付借用書（控）の写し
・再貸付の振込状況がわかる通帳
・収入が確認できる書類　・求職受付票（ハローワークカード）の写し
・その他（郵送された申請書類一式）

お問い合わせ	**由布市社会福祉協議会　097-582-2756** 厚生労働省コールセンター　０１２０-４６-８０３０ ［受付時間］平日9:00～17:00
特設ホームページ	厚生労働省　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 後刻、以下の情報を更新予定です。 →申請手続きの動画解説 →申請に必要な書類の詳しい情報 URL：https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html

「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

由布市役所福祉課　電話097-582-1111